

介護給付費・介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤申立書

サービス利用区分毎に申立書を作成してください

サービス利用区分

- 介護給付
- 予防給付
- 総合事業

座間市長 殿

記入例

記入日

令和6年 12月 1日

請求 (過誤申立)書	事業所番号※	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	
	事業所名称	株式会社 座間介護設備										
	担当者氏名	神奈川 太郎										
	所在地	〒 252-0021										

次の介護給付費・介護予防・日常生活支援総合事業費について
 なお、当該事業所の請求誤り等で当月支払額が過誤調整額を
 事業所が所在する国民健康保険団体連合会が発行する納入通知
 書に同意します。

申立事由は具体的に記入してください。
 例：×請求誤りによる。
 ○誤って延長加算をつけて請求してしまった。

過誤請求は、高額介護サービス費や
 高額医療合算の計算に影響します。
 再請求の有無に○を付してください。

記入例	事業所番号※											被保険者番号 被保険者氏名						サービス提供 年月	サービ スコード	申立理 由番号	申立事由	再請求 有無					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6	令和 6 年 10 月	1	7	0	2	・公費負担分の請求漏れ ・加算をつけて請求してしまった ・利用日数を少なく請求していた ・負担割合変更による ・実地指導による 等、なぜ過誤をするのかを記載	有・無
											0	0	0	0							年					申立理由番号 } 『過誤申立書の 申立事由コード』参照 サービス種類コード }	有・無
											0	0	0	0							年						有・無
											0	0	0	0							年						有・無

【注意点】

- ・座間市では、「何のサービスをどのように誤って請求したのか」を記入していただいております。ご協力をお願いします。
- ・返戻、保留、審査中となっている請求は、過誤申立をすることはできません。
 請求が通っているか確認し、通った請求のみ過誤申立をしてください。
- ・実地指導や監査等により過誤申立を行う場合は、担当までご連絡ください。
- ・生活保護受給者で65歳未満の人(H番の人)の場合は、担当となる生活支援課にご確認ください。
- ・他市の被保険者の分は、該当保険者へご確認ください。

※事業所番号は、同一事業所番号をご記入ください。

ただし、既に廃止してしまっている事業所からの過誤申立は受け付けできませんので、請求(過誤申立)事業所は、現在稼働している事業所となります。

※生活保護受給者で65歳未満の人(H番の人)の場合は、担当となる生活支援課に確認してください。
 ※再請求をされる場合は、本書を提出した翌月以降に行ってください。(座間市介護給付費過誤申立予定表も併せてご確認ください)